

改正後	現行
<p align="center"><b>みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領</b></p> <p align="center">令和4年(2022年)4月20日付け農政第86号 農政部長通知 <u>最終改正 令和5年(2023年)1月25日付け農政第1155号 農政部長通知</u></p>	<p align="center"><b>みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領</b></p> <p align="center">令和4年(2022年)4月20日付け農政第86号 農政部長通知</p>
<p><b>第1 趣旨</b></p>	<p><b>第1 趣旨</b></p>
<p>みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。)に基づく事業(推進交付金実施要綱別記6第1の(2)、別記7第1の(1)及び(2)、別記8-1及び別記8-2を除く。以下同じ。)及び<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱(令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付等要綱」という。)</u>に基づく事業(緊急対策交付等要綱第4の第6号を除く。以下同じ。)に関する事業実施計画の提出又は承認及び変更手続並びに補助金の交付については、推進交付金実施要綱、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱(令和4年4月1日付け3環バ341号農林水産事務次官依頼通知。以下「推進交付金交付要綱」という。)、<u>緊急対策交付等要綱</u>、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)及び北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p>	<p>みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱(令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。以下「推進交付金実施要綱」という。)に基づく事業(推進交付金実施要綱別記6第1の(2)、別記7第1の(1)及び(2)、別記8-1及び別記8-2を除く。以下同じ。)及び<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱(令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。)</u>に基づく事業(緊急対策実施要綱別記4-1第1の(1)及び(2)の災害時のレジリエンス強化に必要な設備・機器の導入を除く。以下同じ。)に関する事業実施計画の承認並びに変更手続並びに補助金の交付については、推進交付金実施要綱、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱(令和4年4月1日付け3環バ341号農林水産事務次官依頼通知。以下「推進交付金交付要綱」という。)、<u>緊急対策実施要綱</u>、<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱(令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付要綱」という。)</u>、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。)及び北海道補助金等交付規則の運用について(昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達。以下「運用」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。</p>
<p><b>第2 事業実施計画の提出又は承認</b></p>	<p><b>第2 事業実施計画の承認</b></p>
<p>1 <u>推進交付金実施要綱</u>に基づく事業を実施する事業実施主体は、<u>推進交付金実施要綱</u>で示す事業実施計画書を作成し、市町村長(事業実施の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として事業実施主体の事務所所在地を所管する市町村長とする。)に提出する。ただし、複数の総合振興局又は振興局(以下「総合振興局等」という。)の区域を対象とする事業を行う事業実施主体(以下「広域的事業者」という。)は、別記第1号様式に当該事業実施計画書を添付し、主たる事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長(以下「主たる総合振興局長等」という。)に提出するものとし、広域的事業者のうち全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>2 <u>緊急対策交付等要綱に基づく事業を実施する事業実施主体は、緊急対策交付等要綱で示す事業実施計画書を作成し、市町村長(事業実施の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として事業実施主体の事務所所在地を所管する市町村長とする。また、緊急対策交付等要綱別記6-2の事業を実施する場合にあつては、事業実施拠点を所管する市町村長とする。)</u>に提出する。 <u>なお、広域的事業者は、当該事業実施計画書を主たる総合振興局長等に提出するものとし、広域的事業者のうち全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出するものとする。</u></p> <p>3 市町村長は、1により提出を受けた事業実施計画書について、別記第1号様式により総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。 なお、自らが事業実施主体となる場合にあつては、<u>推進交付金実施要綱</u>で示す事業実施計画書を作成し、1により提出のあった事業実施計画書と併せて総合振興局長等(主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>4 <u>市町村長は、2により提出を受けた事業実施計画書について、総合振興局長等に提出するものとする。</u> <u>なお、自らが事業実施主体となる場合にあつては、緊急対策交付等要綱で示す事業実施計画書を作成し、2により提出のあった事業実施計画書と併せて総合振興局長等に提出するものとする。</u></p> <p>5 総合振興局長等は、1及び3で提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部長に協議するものとする。</p>	<p>1 <u>推進交付金実施要綱又は緊急対策実施要綱(以下「各実施要綱」という。)</u>に基づく事業を実施する事業実施主体は、<u>各実施要綱</u>で示す事業実施計画書を作成し、市町村長(事業実施の範囲が2以上の市町村の区域にわたる場合にあつては、原則として事業実施主体の事務所所在地を所管する市町村長とする。)に提出する。ただし、複数の総合振興局又は振興局(以下「総合振興局等」という。)の区域を対象とする事業を行う事業実施主体(以下「広域的事業者」という。)は、別記第1号様式に当該事業実施計画書を添付し、主たる事業を行う区域を所管する総合振興局長又は振興局長(以下「主たる総合振興局長等」という。)に提出するものとし、広域的事業者のうち全道の区域を対象とする事業を行う事業実施主体は、知事に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>2 市町村長は、1により提出を受けた事業実施計画書について、別記第1号様式により総合振興局長又は振興局長(以下「総合振興局長等」という。)に提出し、その承認を受けるものとする。 なお、自らが事業実施主体となる場合にあつては、<u>各実施要綱</u>で示す事業実施計画書を作成し、1により提出のあった事業実施計画書と併せて総合振興局長等(主たる総合振興局長等を含む。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>3 総合振興局長等は、1及び2で提出のあった事業実施計画の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部長に協議するものとする。</p>

改正後	現行
<p><b>第3 事業実施計画の変更</b></p> <p>事業を実施する事業実施主体は、<u>提出又は承認</u>を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止</p> <p>(2) <u>事業実施場所の変更</u></p> <p>(3) <u>事業実施主体の変更</u></p> <p>(4) 成果目標の変更</p> <p>(5) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更</p> <p>ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減</p> <p>イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増</p> <p><b>第4 補助金の交付申請書類</b></p> <p>1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下「農政第〇号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、事業実施主体の所在する市町村長（事業実施主体の構成員に市町村が含まれている場合も含むものとする。）又は広域的事業者（以下「補助事業者」という。）が総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあつては、知事に対して申請を行うものとする。</p> <p>なお、<u>推進交付金実施要綱又は緊急対策交付等要綱</u>で定める事業を行う場合は、交付要綱別表の経費欄に記載された事業ごとに農政第1号様式を作成すること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第5 補助金の交付申請額</b></p> <p>補助金の交付申請は、この要領に定める事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に推進交付金交付要綱<u>又は緊急対策交付等要綱</u>（以下「<u>各交付等要綱</u>」という。）別表に定める交付率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率を乗じた額から、当該事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じた額の範囲内で交付申請を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \text{事業実施主体における消費税等仕入控除税額}</math> </div> <p><b>第6 補助金の交付の決定等の通知</b> [略]</p> <p><b>第7 申請の取下げ</b> [略]</p> <p><b>第8 契約等</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、<u>推進交付金交付要綱別記様式第2号又は緊急対策交付等要綱別記様式第12号</u>により契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p>	<p><b>第3 事業実施計画の変更</b></p> <p>事業を実施する事業実施主体は、承認を受けた事業実施計画について、次の場合にあつては、第2の例により事業実施計画の変更の手続を行うものとする。</p> <p>(1) 事業の中止又は廃止</p> <p>(2) 事業実施主体の変更</p> <p>(3) 成果目標の変更</p> <p>(4) 補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更</p> <p>ア 補助対象経費の30パーセントを超える増減</p> <p>イ 補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増</p> <p><b>第4 補助金の交付申請書類</b></p> <p>1 規則第3条の2の規定による補助金の交付申請は、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、農政第1号様式（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下「農政第〇号様式」について同じ。）の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、事業実施主体の所在する市町村長（事業実施主体の構成員に市町村が含まれている場合も含むものとする。）又は広域的事業者（以下「補助事業者」という。）が総合振興局長等に対し行うものとする。ただし、全道にわたり事業を行う広域的事業者にあつては、知事に対して申請を行うものとする。</p> <p>なお、<u>各実施要綱</u>で定める事業を行う場合は、交付要綱別表の経費欄に記載された事業ごとに農政第1号様式を作成すること。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><b>第5 補助金の交付申請額</b></p> <p>補助金の交付申請は、この要領に定める事業の実施に要する経費（以下「補助対象経費」という。）に推進交付金交付要綱<u>及び緊急対策交付要綱</u>（以下「<u>交付要綱</u>」という。）別表に定める交付率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。ただし、事業実施主体が消費税法（昭和63年法律第108号）第30条の規定による課税仕入れに係る消費税額の全部又は一部を課税標準額に対する消費税額から控除される事業者に該当し、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する「地方消費税の税率」を乗じて得た金額を合計した金額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）の額が明らかなきときは、補助対象経費に補助率を乗じた額から、当該事業実施主体における消費税等仕入控除税額を減じた額の範囲内で交付申請を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <math display="block">\text{補助金等交付申請額} = (\text{補助対象経費} \times \text{補助率等}) - \text{事業実施主体における消費税等仕入控除税額}</math> </div> <p><b>第6 補助金の交付の決定等の通知</b> [略]</p> <p><b>第7 申請の取下げ</b> [略]</p> <p><b>第8 契約等</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、<u>交付要綱別記様式第2号</u>により契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。</p>

改正後	現行
3 [略]	3 [略]
第9 事業の変更 [略]	第9 事業の変更 [略]
第10 事業の中止又は廃止 [略]	第10 事業の中止又は廃止 [略]
第11 事業の執行の遅延又は不能 [略]	第11 事業の執行の遅延又は不能 [略]
第12 事情変更 [略]	第12 事情変更 [略]
第13 概算払 [略]	第13 概算払 [略]
第14 事業遂行状況報告 [略]	第14 事業遂行状況報告 [略]
第15 事業の遂行命令 [略]	第15 事業の遂行命令 [略]
<p>第16 機械の導入等</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 検査結果については別記第15－1号様式の機械導入<u>完了</u>検査調書、別記第15－2号様式の委託業務完了検査調書で明らかにするものとする。</p>	<p>第16 工事の完成等</p> <p>4 検査結果については別記第15－1号様式の機械導入<u>完成</u>検査調書、別記第15－2号様式の委託業務完了検査調書で明らかにするものとする。</p>
第17 実績の報告 [略]	第17 実績の報告
<p>第18 補助金の確定額</p> <p>補助金の確定額は、<u>各交付等要綱</u>別表において区分される事業ごとに要した補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等乗じて得た額の合計額とする。</p>	<p>第18 補助金の確定額 [略]</p> <p>補助金の確定額は、<u>交付要綱</u>別表において区分される事業ごとに要した補助対象経費の実支出額と交付決定した補助対象経費（変更した場合は変更後の補助対象経費とする。）の額とのいずれか低い額に補助率等乗じて得た額の合計額とする。</p>
<p>第19 額の確定</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>推進交付金実施要綱又は緊急対策交付等要綱</u>に基づく事業を実施する補助事業者は、1による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第17の1及び2に準じて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>第19 額の確定 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>各実施要綱</u>に基づく事業を実施する補助事業者は、1による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったことにより補助金事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、当該経費を減額して作成した実績報告書を第17の1及び2に準じて知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>4 [略]</p>
第20 交付状況の報告 [略]	第20 交付状況の報告 [略]
<p>第21 帳簿及び書類の備付け</p> <p>1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別できるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について規則に定める処分制限期間を経過していない場合においては、<u>各交付等要綱</u>に定める財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで整備保存しなければならない。</p> <p>また、補助事業者及び事業実施主体が市町村長の場合は、補助金事業に係る歳入歳出の予算書及び決</p>	<p>第21 帳簿及び書類の備付け</p> <p>1 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類又は証拠物を備え、当該補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別できるようこれを整理し、かつ、これを当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について規則に定める処分制限期間を経過していない場合においては、<u>各交付要綱</u>に定める財産管理台帳及び関係書類を期間満了時まで整備保存しなければならない。</p> <p>また、補助事業者及び事業実施主体が市町村長の場合は、補助金事業に係る歳入歳出の予算書及び決</p>



改正後	現行
<p>算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、<u>各交付等要綱</u>に定める交付金調書を作成しておかなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>第22 財産の処分 [略]</p> <p>第23 交付決定の取消し及び補助金返還 [略]</p> <p>第24 特例措置 [略]</p> <p>1 補事業の着手（機械等の発注を含む。）については、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、推進交付金実施要綱別紙様式第13号又は<u>緊急対策交付等要綱別記様式第2号</u>の交付決定前着手届にその理由を明記し、あらかじめ補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第25 補助事業者等に対する調査等 [略]</p> <p>附則（令和4年（2022年）4月20日付け農政第86号）</p> <p>1 この要領は、令和4年（2022年）4月20日から施行する。</p> <p>附則（令和5年（2023年）1月25日付け農政第1155号）</p> <p><u>1 この要領は、令和5年（2023年）1月25日から施行する。ただし、改正前の要領に基づき補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。</u></p>	<p>算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、<u>各交付要綱</u>に定める交付金調書を作成しておかなければならない</p> <p>2 [略]</p> <p>第22 財産の処分 [略]</p> <p>第23 交付決定の取消し及び補助金返還 [略]</p> <p>第24 特例措置 [略]</p> <p>1 補事業の着手（機械等の発注を含む。）については、原則として、第6に定める補助金の交付の決定の通知を受けて行うものとするが、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、補助金の交付の決定の通知前に着手する必要がある場合、事業実施主体は、推進交付金実施要綱別紙様式第13号又は<u>緊急対策実施要綱別紙様式第9号</u>の交付決定前着手届にその理由を明記し、あらかじめ補助事業者を経由して、知事又は総合振興局長等に提出するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>第25 補助事業者等に対する調査等 [略]</p> <p>附則</p> <p>1 この要領は、令和4年（2022年）4月20日から施行する。</p>

改正後			現行		
みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領 様式一覧			みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領 様式一覧		
別記様式番号	様式内容	要領関係箇所	別記様式番号	様式内容	要領関係箇所
別記第1号様式	実施計画(変更)承認申請書	第2、3	別記第1号様式	実施計画(変更)承認申請書	第2、3
別記第2号様式	納税対応状況申出書	第4-2	別記第2号様式	納税対応状況申出書	第4-2
別記第3号様式	指令文	第6-1	別記第3号様式	指令文	第6-1
別記第4号様式	消費税等仕入控除税額等報告書	第6-3	別記第4号様式	消費税等仕入控除税額等報告書	第6-3
別記第5-1号様式	交付決定通知書	第6-1	別記第5-1号様式	交付決定通知書	第6-1
別記第5-2号様式	不交付決定通知書	第6-2	別記第5-2号様式	不交付決定通知書	第6-2
別記第6-1号様式	変更指令書(金額変更なし)	第9-2	別記第6-1号様式	変更指令書(金額変更なし)	第9-2
別記第6-2号様式	変更指令書(金額変更あり)	第9-2	別記第6-2号様式	変更指令書(金額変更あり)	第9-2
別記第7号様式	事業の中止・廃止(不)承認書	第10-2	別記第7号様式	事業の中止・廃止(不)承認書	第10-2
別記第8号様式	事業遂行状況報告書	第11-1、14	別記第8号様式	事業遂行状況報告書	第11-1、14
別記第9号様式	繰越等実施計画書	第11-1	別記第9号様式	繰越等実施計画書	第11-1
別記第10号様式	遅延に対する事業指示書	第11-2	別記第10号様式	遅延に対する事業指示書	第11-2
別記第11-1号様式	交付決定取消書(全部取消・返還金なし)	第12-1、15-4、23-2	別記第11-1号様式	交付決定取消書(全部取消・返還金なし)	第12-1、15-4、23-2
別記第11-2号様式	交付決定取消書(全部取消・返還金あり)	第12-1、15-4、23-2	別記第11-2号様式	交付決定取消書(全部取消・返還金あり)	第12-1、15-4、23-2
別記第11-3号様式	交付決定取消書(一部取消・返還金なし)	第12-1、15-4、23-2	別記第11-3号様式	交付決定取消書(一部取消・返還金なし)	第12-1、15-4、23-2
別記第11-4号様式	交付決定取消書(一部取消・返還金あり・確定前)	第12-1、15-4、23-2	別記第11-4号様式	交付決定取消書(一部取消・返還金あり・確定前)	第12-1、15-4、23-2
別記第11-5号様式	事情変更	第12-1	別記第11-5号様式	事情変更	第12-1
別記第11-6号様式	交付決定取消書(一部取消・返還金あり・確定後)	第23-2	別記第11-6号様式	交付決定取消書(一部取消・返還金あり・確定後)	第23-2
別記第12-1号様式	概算払通知書	第13-2	別記第12-1号様式	概算払通知書	第13-2
別記第12-2号様式	概算払不交付通知書	第13-3	別記第12-2号様式	概算払不交付通知書	第13-3
別記第13-1号様式	事業の遂行命令	第15-1	別記第13-1号様式	事業の遂行命令	第15-1
別記第13-2号様式	事業の是正措置命令	第15-2	別記第13-2号様式	事業の是正措置命令	第15-2
別記第13-3号様式	事業の遂行停止解除	第15-3	別記第13-3号様式	事業の遂行停止解除	第15-3
別記第14-1号様式	機械導入完了報告書	第16-1	別記第14-1号様式	機械導入完了報告書	第16-1
別記第14-2号様式	委託業務完了報告書	第16-1	別記第14-2号様式	委託業務完了報告書	第16-1
別記第15-1号様式	機械導入完了検査調書	第16-4	別記第15-1号様式	機械導入完了検査調書	第16-4
別記第15-2号様式	委託業務完了検査調書	第16-4	別記第15-2号様式	委託業務完了検査調書	第16-4
別記第16号様式	補助事業遂行計画書	第17-2	別記第16号様式	補助事業遂行計画書	第17-2
別記第17-1号様式	額の確定通知	第19-1	別記第17-1号様式	額の確定通知	第19-1
別記第17-2号様式	額の確定に伴う補助金返還命令	第19-2	別記第17-2号様式	額の確定に伴う補助金返還命令	第19-2
別記第18号様式	補助金交付状況報告書	第20	別記第18号様式	補助金交付状況報告書	第20
別記第19号様式	財産処分承諾申請書	第22	別記第19号様式	財産処分承諾申請書	第22
別記第20-1号様式	財産処分承認	第22-4	別記第20-1号様式	財産処分承認	第22-4
別紙	財産処分報告書	第22-4	別紙	第22-4	第22-4
別記第20-2号様式	財産処分不承認	第22-4	別記第20-2号様式	財産処分不承認	第22-4

改正後	現行
<p>別記第1号様式（第2及び第3関係） [略]</p>	<p>別記第1号様式（第2及び第3関係） [略] <u>注 みどりの食料システム戦略緊急対策事業の場合は、標題の「みどりの食料システム戦略総合対策」を「みどりの食料システム戦略総合対策（緊急対策）」とすること。</u></p>
<p>別記第3号様式（第6－1関係） [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年制令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知。<u>以下「推進交付金実施要綱」という。</u>）及びみどりの食料システム戦略総合対策交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ341号農林水産事務次官依命通知。<u>以下「推進交付金交付要綱」という。</u>）又は<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月18日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策交付等要綱」という。</u>）、みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領（令和4年4月20日付け農政第86号農政部長通知）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>5～11 [略]</p> <p>12 事業実施主体は、11により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、<u>推進交付金交付等要綱別記様式第2号又は緊急対策交付等要綱別記様式第12号</u>により指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>13～23 [略]</p> <p>24 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ<u>知事（総合振興局長（振興局長））</u>の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。</p> <p>(5) [略]</p> <p>25～27 [略]</p> <p>( 部 課 係)</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 第1項の表中「区分」は、<u>推進交付金実施要綱</u>本文第3の(1)から(7)までに掲げられた事業又は<u>緊急対策交付等要綱</u>本文第4の(1)から(5)及び(7)に掲げられた事業から該当の事業を選択し、「事業内容」欄は、<u>推進交付金実施要綱</u>又は<u>緊急対策交付等要綱</u>別記の「事業の内容等」（<u>推進交付金実施要綱</u>別記6第1の(2)、<u>別記</u>7第1の(1)及び(2)又は<u>緊急対策交付等要綱</u>別記6－1を除く。）に掲げられた各項目から該当の項目を選択して記入すること。</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>別記第3号様式（第6－1関係） [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同法施行令（昭和30年制令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等の法令、みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱（令和4年4月1日付け3環バ第340号農林水産事務次官依命通知）<u>又はみどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱（令和3年12月27日付け3環バ第144号農林水産事務次官依命通知）</u>、みどりの食料システム戦略総合対策交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ341号農林水産事務次官依命通知）又は<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付要綱（令和3年12月27日付け3環バ第145号農林水産事務次官依命通知）</u>、みどりの食料システム戦略総合対策事業補助金交付事務取扱要領（令和4年4月20日付け農政第86号農政部長通知）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 補助金額の減額を伴う変更をしようとするとき</u></p> <p>5～11 [略]</p> <p>12 事業実施主体は、11により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約に参加する者に対し、<u>交付要綱別紙第10号様式</u>により指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>13～23 [略]</p> <p>24 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ<u>知事</u>の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。</p> <p>(5) [略]</p> <p>25～27 [略]</p> <p>( 部 課 係)</p> <p>注1 [略]</p> <p>2 第1項の表中「区分」は、<u>みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱</u>本文第3の(1)から(7)までに掲げられた事業又は<u>みどりの食料システム戦略緊急対策実施要綱</u>本文第3に掲げられた事業から該当の事業を選択し、「事業内容」欄は、<u>みどりの食料システム戦略推進交付金又はみどりの食料システム戦略緊急対策実施要綱</u>別記の「事業の内容等」（<u>みどりの食料システム戦略推進交付金実施要綱</u>別記6第1の(2)、7第1の(1)及び(2)又は<u>みどりの食料システム戦略緊急対策交付金実施要綱</u>別記4－1第1の(1)及び(2)の災害時のレジリエンス強化に必要な設備・機器の導入を除く。）に掲げられた各項目から該当の項目を選択して記入すること。</p> <p>3～5 [略]</p>

改正後	現行																																																																																																																			
<p>6 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、<u>推進交付金交付等要綱別記様式第2号又は緊急対策交付等要綱別記様式第12号</u>農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>7 [略]</p>	<p>6 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、<u>交付要綱別紙第10号様式による</u>農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。</p> <p>7 [略]</p>																																																																																																																			
別記第4号様式（第6－3関係） [略]	別記第4号様式（第6－3関係） [略]																																																																																																																			
別紙 [略]	別紙 [略]																																																																																																																			
別記第5－1号様式 [略]	別記第5－1号様式 [略]																																																																																																																			
別記第5－2号様式（第6－1関係） [略]	別記第5－2号様式（第6－1関係） [略]																																																																																																																			
別記第6－1号様式（第6－2関係） [略]	別記第6－1号様式（第6－2関係） [略]																																																																																																																			
別記第6－2号様式（第9－2関係） [略]	別記第6－2号様式（第9－2関係） [略]																																																																																																																			
別記第7号様式（第10－2関係） [略]	別記第7号様式（第10－2関係） [略]																																																																																																																			
<p>別記第8号様式（第11－1及び第14関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 実施状況</p> <p style="text-align: right;">年 月 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">実施計画</th> <th colspan="2">でき高</th> <th rowspan="2">進捗率 B/A</th> <th rowspan="2">支出済額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>事業量</th> <th>事業費A</th> <th>事業量</th> <th>事業費B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>%</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区分	実施計画		でき高		進捗率 B/A	支出済額	備考	事業量	事業費A	事業量	事業費B			円		円	%	円		<p>別記第8号様式（第11－1及び第14関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～2 [略]</p> <p>3 実施状況</p> <p style="text-align: right;">年 月 日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"><u>工種</u></th> <th colspan="2">実施計画</th> <th colspan="2">でき高</th> <th rowspan="2">進捗率 B/A</th> <th rowspan="2">支出済額</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>事業量</th> <th>事業費A</th> <th>事業量</th> <th>事業費B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>%</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区分	<u>工種</u>	実施計画		でき高		進捗率 B/A	支出済額	備考	事業量	事業費A	事業量	事業費B				円		円	%	円																																																																										
区分		実施計画		でき高					進捗率 B/A	支出済額	備考																																																																																																									
	事業量	事業費A	事業量	事業費B																																																																																																																
		円		円	%	円																																																																																																														
区分	<u>工種</u>	実施計画		でき高		進捗率 B/A	支出済額	備考																																																																																																												
		事業量	事業費A	事業量	事業費B																																																																																																															
			円		円	%	円																																																																																																													
<p>別記第9号様式（第11－1関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">計画</th> <th colspan="4">年度内実施予定</th> <th colspan="4">翌年度実施予定</th> <th rowspan="2">年度内概算予定補助金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>事業量</th> <th>事業費A</th> <th>補助金</th> <th>事業量</th> <th>事業費B</th> <th>B/A</th> <th>補助金</th> <th>事業費</th> <th>事業費C</th> <th>C/A</th> <th>補助金</th> <th>予定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>年 月 年 月 年 月 年 月 年 月</td> <td>円</td> <td>年度内概算予定 補助金算出根拠</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区分	計画			年度内実施予定				翌年度実施予定				年度内概算予定補助金	備考	事業量	事業費A	補助金	事業量	事業費B	B/A	補助金	事業費	事業費C	C/A	補助金	予定期間			円	円		円		円		円		円	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	円	年度内概算予定 補助金算出根拠	計															<p>別記第9号様式（第11－1関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 実施計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"><u>工種</u></th> <th colspan="3">計画</th> <th colspan="4">年度内実施予定</th> <th colspan="4">翌年度実施予定</th> <th rowspan="2">年度内概算予定補助金</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>事業量</th> <th>事業費A</th> <th>補助金</th> <th>事業量</th> <th>事業費B</th> <th>B/A</th> <th>補助金</th> <th>事業費</th> <th>事業費C</th> <th>C/A</th> <th>補助金</th> <th>予定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>年 月 年 月 年 月 年 月 年 月</td> <td>円</td> <td>年度内概算予定 補助金算出根拠</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>[略]</p>	区分	<u>工種</u>	計画			年度内実施予定				翌年度実施予定				年度内概算予定補助金	備考	事業量	事業費A	補助金	事業量	事業費B	B/A	補助金	事業費	事業費C	C/A	補助金	予定期間				円	円		円		円		円		円	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	円	年度内概算予定 補助金算出根拠	計															
区分		計画			年度内実施予定				翌年度実施予定						年度内概算予定補助金	備考																																																																																																				
	事業量	事業費A	補助金	事業量	事業費B	B/A	補助金	事業費	事業費C	C/A	補助金	予定期間																																																																																																								
		円	円		円		円		円		円	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	円	年度内概算予定 補助金算出根拠																																																																																																						
計																																																																																																																				
区分	<u>工種</u>	計画			年度内実施予定				翌年度実施予定				年度内概算予定補助金	備考																																																																																																						
		事業量	事業費A	補助金	事業量	事業費B	B/A	補助金	事業費	事業費C	C/A	補助金			予定期間																																																																																																					
			円	円		円		円		円		円	年 月 年 月 年 月 年 月 年 月	円	年度内概算予定 補助金算出根拠																																																																																																					
計																																																																																																																				

改正後													現行																																																																																																																													
別記第10号様式（第11-2関係） [略]													別記第10号様式（第11-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第11-1号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]													別記第11-1号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第11-2号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]													別記第11-2号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第11-3号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]													別記第11-3号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第11-4号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]													別記第11-4号様式（第12-1、第15-4及び第23-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第11-5号様式（第12-1関係） [略]													別記第11-5号様式（第12-1関係） [略]																																																																																																																													
別記第11-6号様式（第23-2関係） [略]													別記第11-6号様式（第23-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第12-1号様式（第13-2関係） [略]													別記第12-1号様式（第13-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第12-2号様式（第13-3関係） [略]													別記第12-2号様式（第13-3関係） [略]																																																																																																																													
別記第13-1号様式（第15-1関係） [略]													別記第13-1号様式（第15-1関係） [略]																																																																																																																													
別記第13-2号様式（第15-2関係） [略]													別記第13-2号様式（第15-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第13-3号様式（第15-3関係） [略]													別記第13-3号様式（第15-3関係） [略]																																																																																																																													
別記第14-1号様式（第16-1関係） [略]													別記第14-1号様式（第16-1関係） [略]																																																																																																																													
別記第14-2号様式（第16-1関係） [略]													別記第14-2号様式（第16-1関係） [略]																																																																																																																													
別記第15-1号様式（第16-4関係）  補助事業等に係る機械導入 <u>完了</u> 検査調書  [略] 上記の機械導入は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり <u>完了</u> したことを認めます。 [略]													別記第15-1号様式（第16-4関係） [略]  補助事業等に係る機械導入 <u>完成</u> 検査調書  [略] 上記の機械導入は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり <u>完成</u> したことを認めます。 [略]																																																																																																																													
別記第15-2号様式（第16-4関係） [略]													別記第15-2号様式（第16-4関係） [略]																																																																																																																													
別記第16号様式（第17-2関係） [略]													別記第16号様式（第17-2関係） [略]																																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">実施計画</th> <th colspan="5">年度でき高</th> <th colspan="3">翌年度繰越額</th> <th rowspan="3">補助金概算払受領額</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">事業量</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">補助金</th> <th rowspan="2">事業量</th> <th colspan="3">事業費</th> <th rowspan="2">事業量</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">補助金</th> </tr> <tr> <th>支出済額</th> <th>支出未済額</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>完了予定 年月日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>													区分	実施計画			年度でき高					翌年度繰越額			補助金概算払受領額	備考	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費			事業量	事業費	補助金	支出済額	支出未済額	補助金		円	円	円		円	円	円		円	円	円		完了予定 年月日	計													年 月 日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3"><u>工種</u></th> <th colspan="3">実施計画</th> <th colspan="5">年度でき高</th> <th colspan="3">翌年度繰越額</th> <th rowspan="3">補助金概算払受領額</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">事業量</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">補助金</th> <th rowspan="2">事業量</th> <th colspan="3">事業費</th> <th rowspan="2">事業量</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">補助金</th> </tr> <tr> <th>支出済額</th> <th>支出未済額</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td></td> <td>完了予定 年月日</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>年 月 日</td> </tr> </tbody> </table>													区分	<u>工種</u>	実施計画			年度でき高					翌年度繰越額			補助金概算払受領額	備考	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費			事業量	事業費	補助金	支出済額	支出未済額	補助金			円	円	円		円	円	円		円	円	円		完了予定 年月日	計														年 月 日
区分	実施計画			年度でき高					翌年度繰越額			補助金概算払受領額		備考																																																																																																																												
	事業量	事業費	補助金	事業量	事業費			事業量	事業費	補助金																																																																																																																																
					支出済額	支出未済額	補助金																																																																																																																																			
	円	円	円		円	円	円		円	円	円		完了予定 年月日																																																																																																																													
計													年 月 日																																																																																																																													
区分	<u>工種</u>	実施計画			年度でき高					翌年度繰越額			補助金概算払受領額	備考																																																																																																																												
		事業量	事業費	補助金	事業量	事業費			事業量	事業費	補助金																																																																																																																															
						支出済額	支出未済額	補助金																																																																																																																																		
		円	円	円		円	円	円		円	円	円		完了予定 年月日																																																																																																																												
計														年 月 日																																																																																																																												
別記第17-1号様式（第19-1関係） [略]													別記第17-1号様式（第19-1関係） [略]																																																																																																																													
別記第17-2号様式（第19-2関係） [略]													別記第17-2号様式（第19-2関係） [略]																																																																																																																													
別記第18号様式（第20関係） [略]													別記第18号様式（第20関係） [略]																																																																																																																													
別記第19号様式（第22-1関係） [略]													別記第19号様式（第22-1関係） [略]																																																																																																																													
別記第20-1号様式（第22-4関係） [略]													別記第20-1号様式（第22-4関係） [略]																																																																																																																													
別紙 [略]													別紙 [略]																																																																																																																													
別記第20-2号様式（第22-4関係） [略]													別記第20-2号様式（第22-4関係） [略]																																																																																																																													